

令和3年度
西脇市花と緑の協会
総 会 議 案



議 事

- 1 議案第1号 令和2年度事業報告
- 2 議案第2号 令和2年度決算報告
- 3 監査報告
- 4 議案第3号 役員の承認
- 5 議案第4号 令和3年度事業計画（案）
- 6 議案第5号 令和3年度予算（案）

議案第1号 令和2年度事業報告

事業名	事業の内容
1 花と緑の意識高揚に関する事業	(1) 花緑通信の発行（9月・2月） (2) 市広報紙等による啓発活動
2 技術講習に関する事業	(1) 出前講座（講師の派遣） ア 6月23日 就労継続支援B型事業所 にこっと 花壇デザイン イ 11月7日 西脇おやこ交流教室 親子で寄せ植え講座 ウ 11月13日 就労継続支援B型事業所 にこっと 花壇デザイン エ 12月5日 西脇市成人式運営委員会 寄せ植え講座 (2) 花と緑に親しむ講習会 ア 10月31日～11月3日 プレ寄せ植えコンテスト イ 12月19日 寄せ植え講習会
3 地域美化推進事業	(1) 花苗等の配布 ア 会員への花苗の配布 ・ とき 6月15日～6月19日 種類 ブラキカム、ガーベラ、宿根バーベナ、マリーゴールド、ペチュニア ・ とき 2月16日～2月18日 種類 しばざくら ・ とき 2月20日～2月26日 種類 花の種 イ しばざくらの配布 旧来住家住宅、日本へそ公園、日本のへそ時計の丘公園、西脇区、しばざくら荘、富吉上町

	<p>ウ 葉ボタンの育苗・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布日 11月16日 ・ 委託先 西脇市老人クラブ連合会（芳田地区） ・ 配布先 学校園等26施設（計 400株） <p>(2) 花と緑のまちづくり事業</p> <p>ア 花苗や樹木の配布、情報提供</p> <p>イ 花と緑の相談受付</p> <p>ウ レントン通りフラワーポットの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ところ 市道西脇小坂線（レントン通り） ・ 委託先 NPO法人スポーツアカデミーShine 就労継続支援B型ドリームボール <p>(3) 市花しばざくらの植栽促進</p> <p>ア しばざくらの植栽・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ところ しばざくらの里（日本へそ公園北側駐車場 横花壇） ・ 委託先 上比延町長寿会 <p>イ しばざくらの育苗・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ところ 天神池スポーツセンター内育苗基地 ・ 委託先 ガーデンボランティアしばざくらフルール <p>ウ しばざくらの配布 前記(1)イのとおり</p> <p>エ 防草シート等の資材提供 3月8日 富吉上町花壇</p>
4 花苗基地事業	<p>育苗基地の管理</p> <p>(1) しばざくら育苗基地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ところ 天神池スポーツセンター内育苗基地 ・ 委託先 ガーデンボランティアしばざくらフルール <p>(2) 葉ボタン育苗基地 前記3(1)ウのとおり</p>

議案第2号 令和2年度決算

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	比較	備考
		(A)	(B)	(B)-(A)	
1 会費	1 会費	410,000	431,000	21,000	個人 264人 224,000
					グループ 100人 70,000
					法人等 12社 97,000
2 委託金	1 委託金	1,000,000	800,000	△ 200,000	花と緑の緑化推進事業委託金
3 補助金	1 補助金	100,000	100,000	0	花と緑の協会運営費補助金
4 諸収入		280,955	1,807	△ 279,148	
	1 参加費	280,000	0	△ 280,000	個人負担金
	2 諸収入	955	1,807	852	預金利子、寄せ植え講習会鉢代
5 繰越金	1 繰越金	15,045	15,045	0	前年度繰越金
合計		1,806,000	1,347,852	△ 458,148	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	比較	備考
		(A)	(B)	(B)-(A)	
1 会議費	1 会議費	35,000	22,600	△ 12,400	総会関係費 21,340
					理事会関係費 1,260
2 事務局費	1 事務局費	89,000	78,910	△ 10,090	資料印刷関係費 17,979
					郵送料 49,248
					保険料 3,850
					振込手数料 1,320
					事務用品代 6,513
					旅費 0
3 事業費		1,672,000	1,142,949	△ 529,051	
	1 広報活動費	6,000	4,678	△ 1,322	花緑通信印刷費 4,678
	2 技術指導費	480,000	132,108	△ 347,892	講師料 20,000
					視察研修費 0
					講習会 112,108
	3 地域美化事業費	1,071,000	891,163	△ 179,837	緑花祭 0
					配布用花苗他 299,258
緑化推進事業 364,505					
しばざくら育苗管理委託 25,000					
しばざくらの里管理委託 70,000					
レントン通りフラワーポット管理委託 92,400					
県立フラワーセンター賛助会費 40,000					
4	花苗基地費	115,000	115,000	0	しばざくら育苗基地管理委託 25,000
					葉ボタン育苗管理委託 90,000
4 予備費	1 予備費	10,000	0	△ 10,000	
合計		1,806,000	1,244,459	△ 561,541	

収入決算額 1,347,852 円

支出決算額 1,244,459 円

差引残高 103,393 円

(翌年度へ繰越し)

監 査 報 告

令和2年度の帳簿、預金通帳及び書類を審査した結果、適正なものと認めます。

令和3年4月23日

監 事 時 政 良 光

監 事 仲 田 保 弘

議案第3号 役員の承認

役 職	氏 名	所 属
会 長	白 井 茂 樹	西脇市連合区長会会長
副会長	坂 本 修 三	西脇市老人クラブ連合会会長
理 事	高 瀬 克 義	重春地区区長会長
〃	藤 本 圭 悟	比延地区区長会長
〃	内 橋 良 剛	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	丸 山 昇	西脇市動植物生態調査研究グループリーダー
〃	篠 原 正 裕	西脇青年会議所理事長
監 事	内 橋 和 宏	芳田地区区長会長

令和3年度 西脇市花と緑の協会役員名簿

役 職	氏 名	所 属
名誉会長	片山 象三	西脇市長
会 長	臼井 茂樹	西脇市連合区長会会長
副 会 長	今中 多津子	西脇市消費者協会会長
〃	坂本 修三	西脇市老人クラブ連合会会長
理 事	藤原 廣司	西脇区長
〃	齋藤 周藏	日野地区区長会長
〃	高瀬 克義	重春地区区長会長
〃	長井 通好	野村地区区長会長
〃	藤本 圭悟	比延地区区長会長
〃	藤原 悟	黒田庄地区区長会長
〃	内橋 良剛	みのり農業協同組合西脇支店長
〃	丸山 昇	西脇市動植物生態調査研究グループリーダー
〃	矢納 利夫	西脇ロータリークラブ会長
〃	平田 滋	西脇ライオンズクラブ会長
〃	篠原 正裕	西脇青年会議所理事長
〃	福井 寛行	西脇市あじさい協会会長
〃	福井 昌	西脇市花と緑の協会運営委員長
監 事	時政 良光	西脇商工会議所専務理事
〃	内橋 和宏	芳田地区区長会長
事務局長	久米 敏正	

※ 西脇ロータリークラブ会長及び西脇ライオンズクラブ会長については、7/1からの任期となります。

令和3年度 西脇市花と緑の協会運営委員名簿

役 職	氏 名	住 所
委 員 長	福井 昌	津万
副委員長	見取 加寿子	黒田庄町喜多
委 員	笹倉 学	西脇
〃	米田 育子	郷瀬町
〃	藤井 五三	西田町
〃	廣畑 康雄	和田町
〃	永尾 ときゑ	比延町
〃	松浦 民雄	鹿野町
〃	藤原 扶美代	黒田庄町喜多
〃	宮崎 幸枝	黒田庄町石原
事務局長	久米 敏正	富吉南町

議案第4号 令和3年度事業計画(案)

事業名	事業の内容
1 花と緑の意識高揚に関する事業	(1) 花緑通信の発行 (2) 市広報紙等による啓発活動 (3) 見学及び調査研究活動
2 技術講習に関する事業	(1) 花と緑の出前講座 (2) 花と緑に親しむ講習会
3 地域美化推進事業	(1) 花苗等の配布 ア 会員への花苗の配布 イ しばざくらの配布 ウ 葉ボタンの育苗・配布 (2) 花と緑のまちづくり事業 ア 緑化資材の提供 イ 花苗や樹木の配布、情報提供 ウ 花と緑の相談受付 エ レントン通りフラワーポットの管理 オ プランターの貸与 (3) 市花しばざくらの植栽促進 ア しばざくらの植栽・管理 イ しばざくらの育苗・管理 ウ しばざくらの配布 エ 防草シート等の資材提供 (4) 緑花祭の開催

4 花苗基地事業	育苗基地の管理 (1) しばざくら育苗基地 (2) 葉ボタン育苗基地
----------	--

議案第5号 令和3年度予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

款	項	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	備 考
1 会費	1 会費	440,000	410,000	30,000	個人 270人 270,000 グループ 100人 70,000 法人等 12社 100,000
2 委託金	1 委託金	1,000,000	1,000,000	0	花と緑の緑化推進事業委託金
3 補助金	1 補助金	100,000	100,000	0	花と緑の協会運営費補助金
4 諸収入		220,607	280,955	△ 60,348	
	1 参加費	220,000	280,000	△ 60,000	視察研修個人負担金等
	2 諸収入	607	955	△ 348	預金利子等
5 繰越金	1 繰越金	103,393	15,045	88,348	前年度繰越金
合 計		1,864,000	1,806,000	58,000	

(支出の部)

(単位:円)

款	項	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	備 考
1 会議費	1 会議費	35,000	35,000	0	総会関係費 26,000 運営委員会・理事会関係費 9,000
2 事務局費	1 事務局費	83,000	89,000	△ 6,000	資料印刷費 10,000 郵送料 60,000 保険料 3,000 振込手数料 2,000 その他消耗品 5,000 旅費 3,000
3 事業費		1,736,000	1,672,000	64,000	
	1 広報活動費	6,000	6,000	0	花緑通信等印刷費 6,000
	2 技術指導費	480,000	480,000	0	講師料 50,000 視察研修費 350,000 講習会 80,000
	3 地域美化事業費	1,135,000	1,071,000	64,000	緑花祭 400,000 配布用花苗他 290,000 緑化推進事業 210,000 しばざくら育苗管理委託 25,000 しばざくらの里管理委託 70,000 レントン通りフラワーポット管理委託 100,000 県立フラワーセンター賛助会費 40,000
	4 花苗基地費	115,000	115,000	0	しばざくら育苗基地管理委託 25,000 葉ボタン育苗基地管理委託 90,000
4 予備費	1 予備費	10,000	10,000	0	
合 計		1,864,000	1,806,000	58,000	

収入予算額 1,864,000 円

支出予算額 1,864,000 円

西脇市花と緑の協会規約

(名称)

第1条 この会は、西脇市花と緑の協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、西脇市役所内に置く。

(目的)

第3条 協会は、市民の花と緑に対する意識高揚を図り、情操豊かな市民性をつちかうとともに、うるおいのある生活環境を創造し、美しい郷土をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 花と緑の意識高揚を図るための講演会及び広報等に関すること。
- (2) 花と緑のための講習会及び巡回技術指導に関すること。
- (3) 環境緑化のための花苗の養成、配布及びフラワーロードの植栽管理に関すること。
- (4) 市花及び市木並びに市の推進する自然の草花等の保護育成事業への協力に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはグループとする。

(会費)

第6条 会員は、次に掲げる会費を年額として納入するものとする。

ただし、理事会で免除を認められた者については、この限りでない。

- (1) 個人 1,000円
- (2) 法人 3,000円以上
- (3) グループ 1名につき700円

(入会及び退会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 協会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 退会した会員がすでに納入した会費その他抛出金品は、返還しない。

(役員の種類及び選任)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 2人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2人
- (6) 事務局長 1人

2 役員は、理事会において選任し、総会で承認を得る。

3 会長及び副会長は、理事会で選任する。

4 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、協会の業務と経理を監査し、その結果を総会に報告する。

5 事務局長は、協会の事務を担当し、事務局を統理する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決定により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務の基本的事項について意見を述べるができる。

(会議種別)

第13条 協会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(運営委員会)

第14条 協会は、事業を円滑に推進するため運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、次に掲げる事業の推進に当たるものとする。

(1) 第15条の規定に基づき決定された事業計画

(2) 理事会において決定された事項

3 委員は、会長が任命する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他協会の運営に関する重要なこと。

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべきこと。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第17条 会議は、総会においては会員の10分の1以上の出席、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 総会及び理事会の議事は、出席会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(経費)

第20条 協会の経費は、会費、寄附金、補助金、委託金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散及び残余財産の処分)

第22条 協会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的をもつ団体等に寄附するものとする。

(委任)

第23条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 協会の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、昭和49年3月31日までとする。

2 協会の設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、設立の日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年9月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年7月1日から施行する。